

感 対 第 3265 号

令和 7 年 3 月 25 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部保健医療室長

大阪府感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について

日頃より、本府保健医療行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和7年3月14日付け感発0314第7号により厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長から感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について通知がありました。

この改正を受け、大阪府感染症発生動向調査事業実施要綱を別添のとおり一部改正し、令和7年4月7日より適用することとしましたので、お知らせいたします。

【主な改正箇所】

- ・[五類感染症(定点)]に「急性呼吸器感染症」を追加
- ・「インフルエンザ/COVID-19定点」を「急性呼吸器感染症定点」に修正

【添付資料】

- ・01_大阪府感染症発生動向調査事業実施要綱
- ・02_(見え消し版)大阪府感染症発生動向調査事業実施要綱

【参考資料】

- ・03_【国通知】感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について(令和 7 年 3 月 14 日付け)
- ・04_【国通知】(別紙)実施要綱新旧対照表
- ・05_【国通知】(参考)改正後全文

【参考ホームページ】

- ・令和 6 年度感染症法関係通知(大阪府ホームページ)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100050/iryo/osakakansensho/reiwa6nent.html>

大阪府健康医療部保健医療室 感染症対策課
防疫グループ

T E L 06-6944-9156

F A X 06-4397-3205